

おあしす上井草小規模多機能ホーム
「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護」利用契約書

◇◆目次◆◇

第一章	総則	2.3
第1条	（契約の目的）	2
第2条	（契約期間）	2
第3条	（利用要件）	2
第4条	（居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）	3
第5条	（介護保険給付対象サービス）	3
第二章	サービスの利用と料金の支払い	3.4
第6条	（サービス利用料金の支払い）	3.4
第7条	（利用の中止、変更、追加）	4
第8条	（利用料金の変更）	4.5
第三章	事業所の責務	5
第9条	（事業所及び職員の責務）	5
第10条	（守秘義務等）	5
第四章	契約者の義務	6
第11条	（契約者の施設利用上の注意義務等）	6
第五章	損害賠償（事業所の義務違反）	6
第12条	（損害賠償責任）	6
第13条	（損害賠償がなされない場合）	6
第14条	（サンフレンズの責任によらない事由によるサービスの実施不能）	6
第六章	契約の終了	7.8
第15条	（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）	7
第16条	（利用者からの契約解除）	7
第17条	（サンフレンズからの契約解除）	7.8
第18条	（契約終了時の援助及び費用負担）	8
第七章	身元保証人	8.9
第19条	（身元保証人の決定）	8
第20条	（身元保証人の変更）	8
第21条	（身元保証人がいない場合）	9
第八章	その他	9
第22条	（苦情対応）	9
第23条	（協議事項）	9
第24条	（裁判管轄）	9

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護利用者（以下「利用者」という。）と社会福祉法人サンフレンズ（以下「サンフレンズ」という）は、サンフレンズの運営する事業所である「おあしす上井草小規模多機能ホーム」（以下「事業所」という）が利用者に（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、利用者はそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

第 1 条（契約の目的）

- 1 サンフレンズは、介護保険法令及び杉並区条例の趣旨に従い、利用者が住みなれた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第 4 条に定める（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2 サンフレンズが利用者に対して実施するサービスの内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第 2 条（契約期間）

- 1 本契約書の有効期間は、契約締結の日から利用者の要（支援）介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、身元保証人に変更があった場合には新たに契約を行うこととします。
- 2 契約期間満了の 7 日前までに利用者又は身元保証人から文書による契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は更に同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第 3 条（利用要件）

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を利用することができる要件は次の各号に適合する場合となります。また、利用開始後以降に次の各号に該当する場合も同様の対応となります。

- 1 別紙重要事項説明書に定める事業実施地域に住所を有すること
- 2 要（支援）介護の認定を受けていること
- 3 自傷他害の恐れがないこと
- 4 職員または他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行わない方
- 5 日常生活において、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条に規定されている医行為が常時ない方
- 6 食事や水分を経口より摂取することが可能な方
- 7 本契約に定めることを承認し、別紙重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同

できること

第 4 条（居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業所の管理者（以下、「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という）に契約者の居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画（以下、「介護計画」という）の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び身元保証人との協議の上、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成します。
- 3 事業所は、介護計画を作成、また同計画を変更した場合は、その計画書を利用者及び身元保証人に対し、内容を説明するとともに同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業所は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて、介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者及び身元保証人等と協議して介護計画を変更するものとします。
- 5 利用者及び身元保証人は事業所に対し、いつでも介護計画の内容について変更するよう申し出ることができます。この場合、事業所は、明らかに変更の必要が無い時及び利用者又は身元保証人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように計画の変更を行います。
- 6 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 7 事業所は、利用者に対する介護計画の提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくは身元保証人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第 5 条（介護保険給付対象サービス）

事業所は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）、利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）及び事業所に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第 6 条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業所は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として区市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という）の限度において、利用者に代わって区市町村から支払いを受けます。（法定代理受領サービス）
- 2 利用者は、提供するサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の 1 割～3 割）を事業所に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要（支援）介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。要（支援）介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- 3 本サービスの利用料は月額制となります。月途中から登録した場合または登録を終了した場合、利用者が登録した期間に応じて日割りした料金を事業所に支払います。
- 4 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか、利用者は、以下の料金を事業所に支払うものとします。
 - 一 通院に伴う送迎費及び交通費
 - 二 食事の提供に要する費用
 - 三 おむつ代
 - 四 宿泊にかかる費用
 - 五 （介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 6 前 5 項に定める利用料金は 1 ヶ月ごとに計算し、事業所は翌月 15 日頃に利用者に請求します。利用者はこれを請求された月の 25 日（集金代行システムを利用する場合には 27 日）土日祝祭日の場合は翌営業日）までに支払うものとします。

第 7 条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日午後 5 時まで事業所に申し出るものとします。
- 2 事業所は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、職員の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。
- 3 利用者が、利用期日に利用中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等、正当な事

由がある場合はこの限りではありません。

第 8 条（利用料金の変更）

- 1 第 5 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 5 条第 5 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して変更を行う 1 ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業所の責務

第 9 条（事業所及び職員の義務）

- 1 事業所及び職員は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業所は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業所は、現に（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っている時、利用者に容態の急変が生じた場合は、速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 4 事業所は、自ら提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業所は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとします。
- 6 事業所は、利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を作成し、これを 5 年間保管し、利用者または身元保証人等の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第 10 条（守秘義務等）

- 1 事業所及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を、正当な理由無く第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に心身等の情報を提供できるものとします。

- 3 前第 2 項に関わらず、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 利用者の義務

第 11 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業所との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業所の義務違反）

第 12 条（損害賠償責任）

サンフレンズは、本契約に基づくサービスの提供に伴って、事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、利用者に生じた損害について速やかに賠償する責任を負います。また、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者の故意または重過失が認められる場合には、サンフレンズは賠償責任を免除され、または賠償額を減じることができるものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

サンフレンズは、以下の各事項に該当する場合には、賠償責任を免除又は賠償額が減額されます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業所及び職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業所は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は以下の各号に基づく契約の終了が無い限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要（支援）介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合、及び杉並区の介護保険における被保険者資格を喪失した場合
 - 三 サンフレンズが解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合
 - 五 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった時
 - 六 利用者が病気の治療等のための医療機関への入院により、長期（概ね 1 ケ月以上）にわたって（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを休止することが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となった時
 - 七 第 15 条から第 16 条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業所は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれた環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 16 条（利用者からの契約解除）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する 7 日前までに事業所に通知するものとします。
- 2 利用者は、事業所または職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 事業所もしくは職員が、正当な理由無く本契約に定めるサービスを実施しない場合
 - 二 事業所もしくは職員が、守秘義務に違反した場合
 - 三 事業所もしくは職員が、故意または過失により利用者またはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 17 条（サンフレンズからの契約解除）

サンフレンズは、利用者及び身元引受人に対し、次の各号に該当する場合には、適切な予告期間において本契約を解除することができます。

- 一 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 正当な理由無くサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意または重大な過失により事業所または職員の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者の行動が、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護の方法ではこれを防止することができないと事業所が判断した時
- 五 伝染病疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の利用中止の必要がある場合

第 18 条（契約終了時の援助及び費用負担）

利用者が本契約の解除あるいは終了する時は、事業所は予め入所先等が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業所またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び身元保証人に対して、円滑に受け入れ先へ移行できるよう必要な援助を行います。また、第 15 条第 1 項第二号から第七号により本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業所に対して負担している時は、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 連帯保証人、身元引受人

第 19 条（連帯保証人および身元引受人の決定）

- 1 利用者は、東京都内またはその周辺（近県を含む）に居住する連帯保証人及び身元引受人をそれぞれ 1 名ずつ定めるものとします。
- 2 本契約に基づく利用料、加算費用、その他利用者が事業所に対して負担すべき一切の金銭債務について、連帯保証人は利用者と連帯してその履行の責を負うものとします。
- 3 本連帯保証契約における保証の極度額は、金 200 万円を上限とします。
- 4 連帯保証人は、同時に身元引受人を兼ねることも承諾し、次の各号に定める事項について、事業所からの要請に応じて必要な協力を行うものとします。
 - 一 利用者が疾病等により医療機関へ入院する場合の入院申込手続き等に関すること。

- 二 利用者が第 15 条、第 16 条（契約解除）に定める事由により契約解除の通告を受けた際の、利用者の身柄の引取りまたは転居先の確保等に関する事。
- 三 利用者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品等の処理に関する事。
- 四 前各号のほか、利用者の身上に関し、必要と認められる事項への協力に関する事。
- 五 事業所は、連帯保証人（兼身元引受人）が上記の責任を負うことに同意し、極度額の範囲を超える金銭的負担を求めないものとする。

第 20 条（連帯保証人、身元引受人の変更）

利用者は、連帯保証人、身元引受人が死亡もしくはその資格を喪失した時は、その旨を直ちに施設に通知し、新たに連帯保証人、身元引受人を立てます。

第 21 条（連帯保証人、身元引受人がない場合）

- 1 事業所は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス利用者において第 19 条に規定する連帯保証人、身元引受人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると認められる時は、連帯保証人、身元引受人を立てないことを承認することができます。
- 2 利用者は、前項により連帯保証人、身元引受人を立てることができない場合、次に定める事項について、事業所の指示に従うものとし、約定した事項について別に事業所、利用者間において書面を取り交わします。
 - 一 この契約に基づく利用者の事業所に対する債務履行の確保に必要な措置
 - 二 疾病等により医療機関に入院を要する場合の承諾及び医療機関の選定ならびに入院等の確保に必要な措置
 - 三 介護保険施設等、他の施設に移転が必要になった場合の移転先の選択その他移転に必要な措置
 - 四 死亡した場合における葬儀、遺骨の埋葬、遺留金品に関する必要な措置
 - 五 全各号の他、この契約の履行にかかわる利用者の身上に関する措置

第八章 その他

第 22 条（苦情対応）

事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

第 23 条（協議事項）

- 1 利用者および事業所は信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法そ

の他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

第 24 条（裁判管轄）

利用者及びサンフレンズは、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、**連帯保証人**、**身元引受人**、サンフレンズが記名捺印のうえ、利用者とサンフレンズが各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住所

電話番号 ()

氏名 印

連帯保証人

住所

電話番号 ()

氏名 印

身元引受人

住所

電話番号 ()

氏名 印

事業者

住所 東京都杉並区上井草三丁目 33 番 10 号

電話番号 03 (3394) 9833

法人名 社会福祉法人サンフレンズ

代表者氏名 理事長 笹室 学 印

この契約に定める担当事業所

住所 東京都杉並区上井草三丁目 33 番 10 号

電話番号 03 (3394) 9831

事業所名 おあしす上井草小規模多機能ホーム
(介護保険指定番号 : 1391501093)